

大分市配水監視システム更新事業

実施方針

令和8年1月

大分市上下水道局

目 次

1	事業内容に関する事項	1
(1)	事業内容に関する事項.....	1
2	事業者の募集及び選定に関する事項	3
(1)	募集及び選定に関する基本的事項.....	3
(2)	募集及び選定の手順に関する事項.....	4
(3)	応募者の備えるべき参加資格要件.....	5
(4)	提出書類の取り扱い.....	8
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	8
(1)	責任分担に関する基本的な考え方.....	8
(2)	予想されるリスクと責任分担	8
(3)	モニタリングの実施.....	8
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	9
5	事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	9
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	9
(1)	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	9
(2)	本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	9
(3)	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	10
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	10
(1)	法制上及び税制上の措置	10
(2)	財政上及び金融上の支援	10
(3)	その他の支援に関する事項.....	10
8	その他事業の実施に関し必要な事項	10
(1)	応募に伴う費用負担.....	10
(2)	問合せ先	10

別紙 1 対象施設一覧表

別紙 2 リスク分担表

様式 1 実施方針に関する質問書

様式 2 実施方針に関する意見書

本実施方針では、以下のように用語を定義する。

- (1) 「本事業」とは、大分市配水監視システム更新事業をいう。
- (2) 「本設備」とは、大分市上下水道局配水監視システムを構成する設備をいう。
- (3) 「募集要項等」とは、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、事業契約書（案）、の総称をいう。
- (4) 「設計企業」とは、設計業務を行う者をいう。
- (5) 「建設企業」とは、建設業務を行う者をいう。
- (6) 「応募者」とは、事業者の選定にかかる募集に応募するグループ又は単独企業をいう。
- (7) 「応募グループ」とは、設計企業、建設企業を含むグループで事業者の選定にかかる募集に応募するグループをいう。
- (8) 「代表企業」とは、本事業に単独企業で応募する者、又は応募グループの構成企業の中から選出された企業で、代表して応募手続き等を行う者をいう。
- (9) 「構成企業」とは、応募グループに出資を予定している者をいう。
- (10) 「不可抗力」とは、大分市（以下「市」という。）及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、(i) 天災（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、地盤沈下、落雷、地下水の浸出、疫病その他感染症の流行 等）、(ii) 人災（戦争、騒乱、暴動、テロ等）及び (iii) その他自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のものをいう。
- (11) 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、許認可を指し、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定又は改廃されることをいう。

1 事業内容に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

大分市配水監視システム更新事業

イ 対象となる施設等の概要

配水監視システムは、大分市内317箇所の水道関連施設のうち既存の被監視局120局（更新後の被監視局は122局）、及び監視施設である古国府浄水場・えのくま浄水場・横尾浄水場、及び上下水道局本庁舎で構成される。施設の一覧を添付別紙1に示す。

ウ 公共施設等の管理者の名称

大分市上下水道事業管理者 西田 充男

エ 事業の目的

本事業は大分市上下水道事業における主要な設備である配水監視システムにおいて、耐用年数経過による、機器とシステムの更新を行うものである。更新に伴い、システム構築を見直し、効率的かつ経済的なシステムの選定を行い、効率的水運用と維持管理の経済性を向上させることを目的とする。

オ 事業の概要

大分市内に点在する配水施設の警報と状態・流量・水位・圧力・水質の遠隔監視を行って、下記の4種類の既存システムの統合を伴う更新を行う事業とする。

- ① オンプレミス系テレメータ配水監視システム（三菱電機製）
- ② クラウド系監視システム（日本ソフト開発製）
- ③ クラウド系監視システム（小松電機産業製）
- ④ 自動通報装置（NEC プラットフォームズ製）総合監視システム

カ 事業の方式

本事業は、本設備の設計・建設を事業者に委ねるD B方式（市が資金を調達し、施設の設計（Design）及び建設（Build）を一括して民間に委託する方式）で行う。

キ 本事業における事業者の業務範囲

- (ア) 本設備の設計・建設業務
 - a 設計業務
 - (a) 実施設計業務
 - (b) 設計に伴う各種申請等の業務

- b 工事業務(機器製作、撤去、据付業務)
 - (a) 本システムを構成する機器の製作、不要設備の撤去及び据付（各種申請業務、周辺地域・運転管理委託業者等との調整及び準備調査等を含む。）
 - (b) 試運転業務
 - (c) その他建設に必要な関連業務（完成検査、各種申請に必要な書類の提出等）
 - (d) 完成図書の作成
- c その他業務
 - (a) 本市職員の教育
 - (b) その他事業実施に必要な業務

ク 本事業における市の業務範囲

- (ア) ユーティリティの供給・確保（停電時は除く電力の供給、ただし既存無停電電源設備の容量に余裕がある場合の既存設備使用は可とする。）、通信費
- (イ) モニタリングの実施
- (ウ) その他必要な業務

ケ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から令和 12 年（2030 年）2 月末日までとする。

表 1 事業スケジュール（予定）

内容	スケジュール
事業契約の締結	令和 8 年（2026 年）11 月
設計・建設期間（試運転期間含む）	事業契約締結日～令和 12 年（2030 年）2 月末日

※ただし、アナログ回線の終了の期日が令和 11 年 3 月末のため、専用回線の切替えはそれまでに終了させること。

コ 事業者の収入

- (ア) 設計・建設業務の対価
市は、事業者に対して、本設備の設計・製作・据付・試験調整業務に係る対価を設計・建設期間中に年度ごとの出来高に応じて支払う。

サ 本事業に関する要求水準

本事業の対象となる設計・製作・据付までの業務（以下「各業務」という。）において、市が求める性能基準・仕様の項目及び達成水準は、募集要項等に提示する。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定に関する基本的事項

ア 基本的な考え方

本事業は、各業務を通じて効率的・効果的かつ安定的な監視機能の実現を求めるものであり、事業者には幅広い能力・ノウハウが必要であるため、事業者の選定にあたっては、市の負担額（導入・維持管理費用）、提案される機能内容等を総合的に評価する。

イ 選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定は、透明性・公平性・競争性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行う。

ウ 選定における評価について

現在、市が設置している、市職員から構成される「配水監視システム更新事業に係る事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において、提案内容の評価基準に関する検討及び応募者が提出する技術提案書の評価を行う。

エ 優先交渉権者の決定方法

（ア）参加資格の確認

市は、応募者からの参加表明書及び参加資格審査申請書類をもとに、参加資格要件の具備、業務担当企業の実績等について確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。

a 参加資格（技術提案に関する要件を除く。）の確認

参加希望者から提出された参加表明書及び参加資格審査に必要な書類により、技術提案に関する要件を除く参加資格を確認する。

募集要項等に示す参加資格要件を満たしていない場合は、参加資格がないものとする。

b 参加資格（技術提案に関する要件）の確認

技術提案書について、各様式に記載された内容が、要求水準に示す最低限の要求要件をすべて満たしていること、そして実現性や安全性等に係る技術的所見が適正であることを確認する。

技術提案の内容に最低限の要求要件を満たさない事項がある場合や技術的所見が適正であると判断できない場合は、参加資格がないものとする。また、技術提案書を提出した応募者が6者以上あった場合、技術評価項目に関する定量評価の結果により、5者に絞り込みを行うこととし、5者以外の応募者についてはプレゼンテーション及びヒアリングを実施せず、優先交渉権者に選定しない。なお、詳細については、募集要項等の公表時に明らかにする。

（イ）提案価格及び技術提案内容による評価

委員会は、提案価格に基づいた価格評価点及び技術提案内容に基づいて評価された技術評価点により総合的に評価する。その評価を踏まえて市が優先交渉権者を決定する。なお、詳細は募集要項等の公表時に明らかにする。

オ 公募の中止等

競売妨害又は談合行為の疑いがあるとき、不正又は不誠実な行為等により公募を公正に執行できないと認められるとき、又は応募者がないときは、再公募又は公募の取り止め等の対応を取る場合がある。

(2) 募集及び選定の手順に関する事項

ア 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおり。

表 2 募集及び選定スケジュール（予定）

日程	内容
令和 8 年 1 月 20 日	実施方針の公表
令和 8 年 2 月 16 日	実施方針に関する質問・意見受付終了
令和 8 年 3 月 16 日	実施方針質問への回答公表
令和 8 年 4 月上旬	募集要項等の公表
令和 8 年 4 月上旬	募集要項等に関する質問の受付
令和 8 年 4 月上旬～ 提案書受付まで	現地見学
令和 8 年 5 月中旬	募集要項等に関する質問の受付締切
令和 8 年 6 月初旬	参加資格に関する質問の回答
令和 8 年 6 月下旬	参加資格を除く募集要項等に関する質問の回答
令和 8 年 7 月中旬	参加表明書及び参加資格確認申請書の受付
令和 8 年 7 月下旬	参加資格審査結果の通知
令和 8 年 8 月中旬	技術提案書の受付
令和 8 年 10 月中旬	プレゼンテーション及びヒアリング
令和 8 年 10 月下旬	最優秀提案者である優先交渉権者の決定及び公表
令和 8 年 11 月下旬	契約の締結

イ 実施方針に関する質問・意見の受付及び回答公表

本事業への参加を希望する者（法人に限る。）からの、実施方針に関する質問・意見の受付を次のとおり行う。

(ア) 質問・意見の受付方法

質問・意見は、「実施方針に関する質問及び意見書」（様式 1 及び 2）に必要事項を記載の上、8（2）に示す問合せ先への電子メールにて受け付ける。

電子メールの件名には「【実施方針】質問・意見一企業名」と記載しメール送付後に電話にて着信の確認を行うこと。

技術提案内容やノウハウの流出防止を目的として個別に回答を希望する場合は、質問の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載すること。

ただし、質疑の内容が一般的である場合や、提案内容等に密接に関連せず質問者から公表の了承を得られた場合は、質疑及び回答を公表する。

(イ) 受付期間

令和 8 年 1 月 20 日（火）から 令和 8 年 2 月 16 日（月）午後 5 時まで

また、上記に示す受付期間に未着の場合は、質問等がなかったものとみなす。

(ウ) 実施方針に関する質問への回答公表

質問に対する回答は、市ホームページにて公表する。ただし、質問・意見の提出者名は公表しない。また、個別回答については公表日以降に電子メールにより回答する。

回答公表日： 令和 8 年 3 月 16 日（月）

ウ 募集要項等の公表

実施方針に関する質問・意見を踏まえ、市は募集要項等を市ホームページにて公表する。

それ以降の詳細なスケジュールは、募集要項等の公表時に明らかにする。

（3）応募者の備えるべき参加資格要件

ア 応募者の構成等

(ア) 応募者の構成

応募者は、設計企業及び建設企業を含む応募グループ又は 2（3）イ（イ）に示す要件を 1 社で満たす単独企業であること。

(イ) 代表企業、構成企業の構成

応募者は、参加資格の確認に必要な書類の提出時にそれぞれの構成企業の名称、本店の所在地、本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。また、構成企業の中から代表企業を定め、代表企業が参加資格の確認に必要な書類の提出及び応募手続を行うこと。

(ウ) 他の応募グループへの参加について

応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることはできない。なお、単独企業として本事業へ応募する者も、他の応募グループの構成員となることはできない。

(エ) 応募グループを構成する者の変更について

参加申請書類の提出から事業契約の締結に至るまで、応募グループを構成する者の

追加・変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認める場合はこの限りではない。

イ 各業務を行う者の参加資格要件

(ア) 応募者の参加資格要件（共通）

以下のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

- a 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- b 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に、大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 12 年大分市告示第 477 号）に基づく指名停止措置を受けている者。
- c 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に、暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号）に基づく排除措置を受けている者。
- d 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者。
- e 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- f 2 (1) に記載の委員会の委員及び委員を辞した者と資本面又は人事面において関連がある者。実施方針公表日から事業契約締結まで本事業に関わって当該委員及び委員を辞した者に接触を試みた者。
- g 本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・株式会社日本コン
 - ・三浦法律事務所

(イ) 応募者の参加資格要件（業務別）

代表企業、構成企業のうち「設計企業」「建設企業」は、上記（ア）の要件の他にそれぞれ以下の参加資格要件を満たすこと。

- a 設計企業

- (a) 設計にあたる企業は管理技術者として技術士（電気・電子部門）、又は RCCM（電気電子）の登録を受けている者、又は電気通信工事施工管理技士 1 級の資格を有するものを配置可能であること。
- b 建設企業
 - (a) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 3 条の規定による、電気工事につき、特定建設業の許可を有していること。
 - (b) 大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成 17 年大分市告示第 1616 号）により、電気工事の業種区分の認定を受けている者であること。
 - (c) 参加資格要件確認基準日において、大分市の制限付一般競争入札発注基準における総合数値（電気工事）が 1000 点以上であること。
 - (d) 平成 18 年度以降に、 $50,000 \text{ m}^3/\text{日}$ 以上の処理能力を持つ浄水場の中央監視制御システム及び機器を納入した実績、もしくは、50 か所以上の水道法（昭和 32 年法律 177 号）における水道施設及び、配水圧・水質等を自動監視する施設を一括監視するシステムを構築、納入した実績を有すること。
 - (e) 建設業法第 26 条に規定される技術者（参加表明書、資格審査書類を受付した日以前 3 ヶ月以上の雇用関係がある者）を当該工事に配置できること。

ウ 参加資格の確認基準日以降の取り扱い

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受け付けた日とする。
応募者が参加資格審査基準日以降に参加資格を欠く事態が生じた場合は参加資格を取り消し、又は事業契約を締結しない場合がある。対応の詳細は下記のとおりとする。

（ア）代表企業が参加要件を欠くこととなった場合

代表企業が参加要件を喪失した場合は当該応募者の参加資格を取り消し、又は当該優先交渉権者と事業契約を締結しない。いずれの場合も、市は一切の費用負担を負わない。

（イ）応募グループの代表企業以外の企業が参加要件を欠くこととなった場合

a 参加資格の確認基準日の翌日から優先交渉権者決定日までの期間

当該応募グループが参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する構成企業を補充し、参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、参加できるものとする。

b 優先交渉権者決定日の翌日から事業契約締結日までの期間

当該優先交渉権者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する構成企業を補充し、市が参加資格を確認し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該優先交渉権者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。

(4) 提出書類の取り扱い

ア 著作権

技術提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が本事業において公表等が必要と認めるときは、市は技術提案書の全部又は一部を応募者の許諾を得た範囲において使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、市は事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しない。

イ 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 責任分担に関する基本的な考え方

市と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者のリスク分担の考え方は、別紙2に示す「リスク分担表」のとおりであるが、責任分担の程度や具体的な内容については、募集要項等の公表時に明らかにする。

(3) モニタリングの実施

市は、事業者が要求水準書、技術提案書及び契約書に規定した業務を確実に遂行し、サービス水準を達成しているか否かを確認するため、モニタリングを実施する。

なお、モニタリングに必要な費用は原則として市が負担するが、モニタリングに必要な書類の整備等については、事業者の責任及び費用負担により行うこととする。

ア 設計・建設段階

市は、事業者が実施する設計・建設業務が市の定める要求水準書、技術提案書及び契約書に定める性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

イ 施設引渡し段階

市は、建設工事の完成時に事業者から本施設の引渡しを受けるにあたり、事業者により建設された本施設等が要求水準書、技術提案書及び契約書に定める性能を満たしているか完成検査を行う。

ウ モニタリング結果への対応

モニタリングの結果、事業者の実施する各業務が要求水準書、技術提案書及び契約書の水準を満たしていないと判明した場合、市は事業者に業務内容の速やかな改善を求める。事業者は、市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

対象施設については別紙1に示すとおりである。

5 事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、大分地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合、事業契約に定める事由ごとに、市又は事業者の責任に応じて、必要な措置を講じるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 本市による是正勧告及び契約解除

事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつた場合は、本市は、事業契約を解除することができる。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、本事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解除することができる。

イ 損害賠償

アにおいて本市が事業契約を解除した場合、本市は事業者に対し、これにより本市に生じた損害の賠償を請求することができる。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業契約の解除

本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契

約を解除することができる。

イ 損害賠償

前号により事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議するものとする。

一定の期間内に協議が整わない時は、それぞれの相手に事前に書面によりその旨を通知することにより、市及び事業者は契約を解除することができるものとする。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

(3) その他の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等を取得する場合、市は可能な範囲で必要な協力をを行う。

8 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

(2) 問合せ先

大分市上下水道局上下水道部浄水課

〒870-0045 大分県大分市城崎町1丁目5番20号

電話：097-538-2425

E-Mail:jorgesui-josui@city.oita.oita.jp